

特許技術で自然海塩を安定生産、地域団体商標第1号

株式会社石垣の塩（沖縄県石垣市）

- ・ 沖縄県石垣市新川 1 1 4 5 - 5 7
- ・ 平成 9 年 設立
- ・ 事業内容 製塩業
- ・ 職員数 30 人
- ・ お話いただいた人 工場長 安富真吾さん

自然海塩づくりへの挑戦

国内の塩作り産業において、平成 9 年の専売法の改正は大きな転機であった。株式会社石垣の塩の東郷社長が塩作りを目指したのも、この規制緩和がきっかけだという。石垣島の離島振興や雇用問題に役立つことをしたいと考えていた。そこで、もともと海が好きだった東郷社長は、海水から自然海塩を作り石垣島に貢献しようと考えた。

一方、当時、関東の水処理装置製造メーカーの研究者だった安富工場長のところには、全国から、「海水から塩を作ることはできないか」との相談が舞い込んでいた。石垣で東郷社長とともに塩作りをするという選択をしたのは、一つには東郷社長の熱意に並々ならぬものを感じとったから。もう一つは、「爺さんに呼ばれたから・・・」、安富工場長の祖父がもともと沖縄本島の出身であったため、運命的なものを感じたのだという。さらに、きれいな海のあるところでやりたかったから。

そして、石垣の塩作りが始まった。2 年間の試行錯誤の末、製塩装置が完成し、平成 11 年 4 月から工場での塩づくりが始まった。当初は、塩を作る装置が塩害でたびたび故障し、修理を繰り返した。部品の形状や材質などを工夫することで、安定的な稼働が可能となった平成 12 年に「自然塩生成装置およびその生成方法」について特許出願、5 年の時を経て平成 17 年に特許を取得している。

また、平成 18 年 10 月には、八重山観光振興協同組合が出願した「石垣の塩」という商標が、地域団体商標の県内第 1 号として認定された。

本社工場



昔ながらの製法の「新規性」

この知的財産の創造については、開発に3年、特許出願から取得に至るまでに実に5年の期間を要している。安富工場長が発明した製塩装置は、国内で古くから行われてきた昔ながらの製法を復活させたものであったため、新規性が疑問視され、何度も拒絶された。そのたびに工場長は塩作りの奥深さや開発技術の新規性、有効性などを丁寧に説明し、特許取得に至った。

この特許技術の特徴は、海水を用いた昔ながらの製法を用いて、なおかつ安定生産を可能にしたところだ。塩の生成に使用する海水は、1.5キロ沖合いまでパイプを通し、水深20メートルのところから採取している。この地域一帯は、

2005年11月からラムサール条約により保護されている国指定の特別保護地区だ。サンゴ礁に育まれた栄養豊富できれいな海水だけを原料とした石垣の塩は、ミネラル分を含み過ぎず、まろやかな味わいが特徴で、旨み成分豊富な、美味しい塩と評判である。最近では、天日干しや低温乾燥など新たな製法による製品も製造している。

「石垣の塩」



業務用出荷で周知性を高め、地域団体商標認定へ

この特許技術の開発により、品質の安定した製品を安定的に供給することが可能となった。現在の製品の3割を大手食品メーカー向けの業務用として出荷しているが、特許製法により高品質の自然海塩を安定供給できることが、企業の信用力の強化につながっている。業務用で使われるようになったことで、広告費をかけることなく、石垣の塩の知名度は爆発的に全国に広まった。

泡盛や沖縄そばなどを差し置いて、まだ誕生して間もない石垣の塩が県内第一号の地域団体商標として認定されたのも、業務用として使用され全国的に周知されたことが大きな要因だという。地域団体商標の認定では、商標の周知性を証明することが大変だといわれているが、石垣の塩は比較的楽にこれをクリアした。

地域団体商標に認定されて以降、問い合わせや取材の申し込みが増え、取引も拡大している。あえてデメリットというならば、今はまだ大丈夫だが、注文が増えすぎて、供給が間に合わない事態がおこりえる。品質を落とすことなく、安定生産を続けられるよう今から準備を進めている。

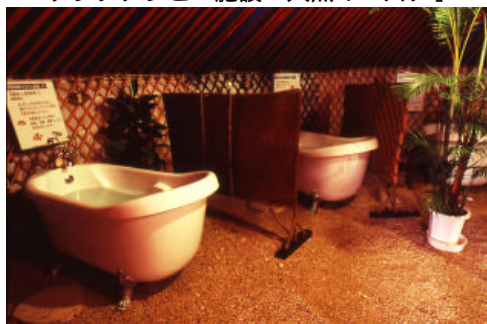
「地域団体商標に認定されたことは、自社だけでなく、石垣や沖縄の財産になったということ。みんなで大切に守っていかなくてはならない。」個人的にはそう思って

いと、安富工場長は話してくれた。そして、一番大切にしたいものは、塩を作るための、美しい海だそうだ。

タラソテラピー施設への展開

石垣の塩では、特許技術の副産物として、現在、試験的にはあるが、国内初の高ミネラル水利用のタラソテラピー施設と沖縄オリジナル SPA トリートメントによる八重山式タラソテラピー事業を展開中である。これは、内閣府沖縄総合事務局が新連携事業計画として2006年7月に認定したもので、異なる分野の中小企業者が連携し、新たな事業分野の開拓を図ることを目的にしている。製塩設備から抽出される高ミネラル水 - ミネラル成分を2倍、さらに10倍と濃縮した「高濃縮ミネラル風呂」、そして、塩成分、にがり成分を取り除いたミネラルウォーターなど、高度な技術により海水から生み出される様々なミネラル水による癒しを体験することができる。石垣の塩では、これに県産のハーブや化粧品、アロマを活用したエステなどを組み合わせた高付加価値サービスの提供を目指しており、八重山観光の大きな目玉に発展することが期待できる。これだけの品質のミネラル水を贅沢に使用できるのも、24時間安定して稼動する確かな技術が背景にあるからだ。

タラソテラピー施設「人魚のエステ」



本事例で紹介した知的財産の例

- ・自然塩生成装置およびその生成方法（特許第 3467739 号、第 3668886 号）
- ・石垣の塩（商標登録第 5005199 号） 出願種別：地域団体